

北部地域振興交流拠点連絡調整会議設置要綱

（趣旨）

第1条 北部地域に設置を検討している北部地域振興交流拠点（以下「北部拠点」という。）について、埼玉県（以下「県」という。）及び熊谷市（以下「市」という。）の連絡調整を行うため、北部地域振興交流拠点連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 連絡調整会議は、北部拠点の在り方や円滑な整備に必要な事項等について検討及び調整を行う。

（構成）

第3条 連絡調整会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 連絡調整会議に議長を置き、県企画財政部行政・デジタル改革局長をもって充てる。
- 3 連絡調整会議に副議長を置き、市総合政策部長をもって充てる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、委員を追加することができる。

（会議）

第4条 連絡調整会議は、議長が招集する。

- 2 議長に事故あるとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、前条の委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員が連絡調整会議に出席できないときは、委員は所属の職員を代わりに出席させることができる。
- 5 連絡調整会議は、会議の公開により県・市の連絡調整に著しい支障が生ずるおそれがある場合は非公開とし、後日、議事の要旨を公開する。

（事務局）

第5条 連絡調整会議の事務局は、県企画財政部北部地域拠点調整担当に置く。

- 2 事務局は、議長の命を受けて、連絡調整会議の各種事務を処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

この要綱は、令和6年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

埼玉県	企画財政部行政・デジタル改革局長
	産業労働部産業政策局長
	企画財政部北部拠点政策幹
	産業労働部産業拠点整備推進幹
熊谷市	総合政策部長
	総務部長
	産業振興部長
	都市整備部長
	建設部長
	総合政策部北部拠点整備推進室長